



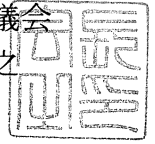
令和7年10月31日

鴻巣市教育委員会

教育長 齊藤 隆志 様

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会

会長 清水 将之



指定校変更の許可基準の弾力化の新たな適用について（答申）

本審議会は、令和7年9月19日付鴻教学務第590号で諮問を受けた標記の件について、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

記

1 審議結果

- (1) 令和8年3月31日時点で大芦小学校に在籍している児童については、通学区域の弾力化での対応を希望する場合、吹上小学校への指定校変更を認める。
- (2) 令和8年4月1日以降に大芦小学校へ就学する児童については、通学区域の弾力化での対応を希望する場合、吹上小学校への指定校変更を認める。
- (3) 実施に当たっては、適正な通学区域を確保しつつも保護者の意見を尊重されたく、以下の意見を付す。

2 付帯意見

予定年度を令和9年度とした、吹上小学校と大芦小学校の統合については、引き続き協議が必要であり、現時点で大芦小学校区の指定校はあくまでも大芦小学校である。

なお、吹上小学校と大芦小学校においては、平成17年の合併前から、吹上小学校を指定校とする吹上富士見地区を対象として、通学区域の見直しに関する議論がなされ、結果として白紙になった経緯があり、今年度実施した、吹上富士見地区を対象とした、通学区域に関するアンケート調査では、吹上小学校区の一部の保護者から、大芦小学校への就学についての希望があった。

これらの歴史的経過と現状を踏まえ、大芦小学校区から吹上小学校区への通学区域の弾力化での対応と同様に、吹上富士見1丁目、2丁目、4丁目地区において、令和8年3月31日時点で吹上小学校に在籍している児童及び令和8年4月1日以降に吹上小学校へ就学する児童については、通学区域の弾力化での対応を希望する場合、大芦小学校への指定校変更を認めること。

また、本審議会からの答申を踏まえ、通学区域の弾力化により対応することで、今後の吹上小学校と大芦小学校の児童数や学級数に変化が生じ、教職員の配置等について、配慮が必要となるなど、学校運営への影響も危惧されるが、両校の児童にとって適切な教育環境が維持されるよう対応が図られることを望む。